解散公告

当法人は、令和八年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大分県杵築市大字猪尾六四番地五

特定非営利活動法人みどりの葉

清算人　木元　朝子

解散公告

当社は、令和八年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大分県杵築市大字猪尾六三番地の一

株式会社ホワイトブルーコンサルタント

代表清算人　木元　朝子

解散公告

当社は令和八年九月三十日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

宮崎県東臼杵郡門川町中須五丁目四二番地

東興海事株式会社

代表清算人　山口　勝偉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

宮崎県宮崎市高岡町浦之名三二五〇番地一

有限会社入田木材

清算人　入田　兼満

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

沖縄県那覇市三原二丁目七番三一号

有限会社我部商店

清算人　我部　嘉宏

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月十四日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

福島県福島市山田字神場五番地

清算法人龍音寺

清算人　井上　航

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都江戸川区瑞江二丁目二二番五号グリーンハウス下鎌田一階B号室

医療法人社団浩然会

清算人　渡邊　浩次

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年十月六日長野県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

長野県安曇野市明科中川手六八二四番地一

安曇野市明科川西土地改良区

代表清算人　遠藤　宏一

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年十月二十七日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪府吹田市泉町一丁目三番四〇号

清算法人吹田土地改良区

代表清算人　村田　幸夫

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年九月十日広島県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

広島県呉市豊浜町大字豊島八八九番地一

清算法人豊田郡豊浜町土地改良区

清算人　髙野　信行

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月八日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

香川県三豊市山本町二三二三番地

宗教法人般若寺

清算人　弁護士　秋月　智美

連絡先　香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二階

有明法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

千葉県白井市大山口二丁目三番三号

医療法人社団宝樹会

清算人　森川　眞一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十六日

愛知県大府市月見町三丁目八八番地

医療法人バンビ会

清算人　伴　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道茅部郡森町字森川町一〇番地一〇、最後の住所札幌市中央区南八条西七丁目一〇三六番地安藤マンション六号

被相続人　亡　蛯子　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

札幌市中央区北一条西九丁目三番地二七第三古久根ビル五階札幌あすかぜ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川北　映輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区曙九条二丁目一番、最後の住所札幌市手稲区手稲山口五五〇番地

二　北都病院　被相続人　亡　大谷　幸弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

札幌市中央区南一条西十一丁目三二七番地

八　RICH南1条ビル六階　弁護士法人竹村合同法律事務所札幌事務所

相続財産清算人　弁護士　清水　友香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡七戸町字七戸五九番地、最後の住所青森県上北郡七戸町字上町野一二番地

被相続人　亡　蛯名　久樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

青森市長島三丁目一八番六号　小野・清水共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　清水　和秀